

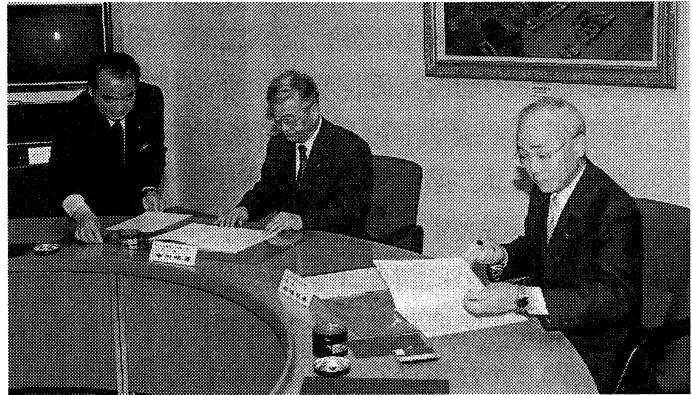
災害時における災害協力協定への取り組みについて

山形県管工事業協同組合連合会

—日本水道協会山形県支部と災害時における水道施設の応急対策に関する協定結ぶ—

さる3月30日、山形市役所において災害時における水道施設の復旧応援に関する協定書の締結式が市川市長、県管工事業協同組合連合会の船橋会長とで行われました。

同組合連合会と県が結んだ協定は下記のとおりです。



市川市長、船橋会長との締結式の様子

山形県・山形県管工事業協同組合連合会

災害時における水道施設の 復旧応援に関する協定書

日本水道協会山形県支部（以下「甲」という。）と山形県管工事業協同組合連合会（以下「乙」という。）は、災害時における水道施設の復旧応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により、甲に属する事業体の水道施設に相当の被害が発生し、速やかな復旧活動を行わなければならぬ場合において、甲が乙に対して応援を要請することについて必要な事項を定め、もって給水の確保を図り、住民生活の安定に寄与することを目的とする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害により甲に属する事業体の水道施設に被害が発生し、当該水道施設の復旧に乙の応援が必要であると認めたときは、次に掲げる事項を記載したよう聖書に基づき応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 被害発生施設の所在地
 - (3) 復旧活動の内容
 - (4) 応援要員数及び要請期間
 - (5) 必要な資機材、物資等の品目及び数量
 - (6) その他復旧活動に関し必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合等においては、電話等により応援を

要請することができる。この場合において、甲は、要請後速やかに乙に対し要請書を提出するものとする。

(復旧活動)

第3条 甲が乙に対して要請する復旧活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要な活動

2 乙は、前項各号の復旧活動について応援の要請を受けたときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

(応援要員の派遣)

第4条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、直ちに応援態勢を整え、必要な資機材及び車両等を確保するとともに、甲の指示する場所に要員を派遣するものとする。

(復旧活動の指揮等)

第5条 応援活動の現場における指揮及び必要な連絡調整は、甲が行うものとする。

2 復旧活動に従事する乙の応援要員は、甲の指示に従うものとする。

(報告)

第6条 乙は、復旧活動を実施したときは、別に定める報告書に必要事項を記入し、速やかに甲に報告するものとする。

(他の都道府県への復旧応援)

第7条 他の都道府県において、災害により、当該都道府県内の事業体の水道施設に相当の被害が発生し、その復旧活動への支援が必要であると甲が認め、乙に対して応援の要請を行ったときは、乙は、可能な限り協力するものとする。

(費用負担)

第8条 この協定に基づき実施した復旧活動に要した費用のうち、次に掲げるものについては、原則として、当該復旧活動の大賞となった事業体において負担するものとする。

- (1) 復旧活動に要した乙及び乙の会員の所有に係る資機材費
- (2) 復旧活動用資機材、車両等の借上費
- (3) 輸送費及び人件費
- (4) その他復旧活動の実施に伴って発生した費用で甲が必要と認めるもの

(連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は、あらかじめ相互の担当者を定めるなど連絡体制を整備するとともに、災害により水道施設に被害が発生し、又は被害の発生するおそれがあるときは、必要な情報を随時交換するものとする。

2 甲及び乙は、前項の担当者等を定めたときは、文書により相手方に通知するものとする。担当者等を変更した場合も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年3月30日

甲 日本水道協会 山形県支部
山形県支部長

山形市長 市川昭男 印

乙 山形県管工事業協同組合連合会
会長 船橋征吾 印